

## 防衛省及び株式会社アクセルスペース所属の

## 帯を使用する無線設備の運用に関する覚書

防衛省（以下、「甲」という。）及び株式会社アクセルスペース（以下、「乙」という。）は、甲の 帯で使用する無線設備と乙の 帯で使用する無線設備との周波数共用に関し、次のとおり覚書（以下、「本覚書」という。）を取り交わす。

### 第1条（混信発生の防止）

甲乙は、日本国内における 帯の使用に当たっては、本覚書（本覚書に付属する別紙1から別紙3までを含む。以下同じ。）の内容に従い無線設備を運用する。

2 人命その他に係る緊急時において甲の行動にともなう通信手段として必要な場合、第1項の条件によらず、緊急対応の無線設備の運用を行うことができるものとする。

### 第2条（無線設備の設置場所）

本覚書において取り扱う甲所属の 及び乙の使用する無線設備の設置場所は次のとおりとする。

(1) 甲所属の 帯の設置場所は、別紙1のとおり

(2) 乙の使用する無線設備の設置場所は、別紙2のとおり

### 第3条（周波数の共用条件）

甲所属の 帯の運用については、乙の使用する無線設備の設置場所からの電波の見通し外となることから、混信発生の防止のための甲の運用制限を要しない。

2 甲所属の 帯で使用する無線設備（陸上移動局、海上移動局、航空移動局）から乙の使用する無線設備への潜在的干渉は、発生の頻度および影響の度合いともに十分に小さいとの認識より、混信発生の防止のための甲の運用制限を要しない。

3 甲の運用により乙の運用への容認し得ない混信が生じた場合には、必要に応じて、乙から甲に通知し、周波数共用の問題について協議を行う。

### 第4条（連絡体制の設置）

甲乙は、本覚書に関する連絡窓口担当を別紙3のとおり定める。

2 連絡窓口担当を変更する場合は、変更する当事者が相手方に対し速やかに通知する。

第5条(協議)

本覚書について疑義を生じた事項及び本覚書に定めのない事項については、甲乙間で協議し、円満に解決を図る。

第6条(守秘義務)

甲乙は、本覚書に基づき相手方から開示される資料又は情報等について、本覚書に係る業務目的のみに使用し、当該資料又は情報等の取扱いについては守秘義務を負う。

本覚書による合意の証として、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和6年10月23日

甲 東京都新宿区市谷本村町5番1号  
防衛省整備計画局  
サイバー整備課長 荒 心平

[Redacted signature area for Party A]

乙 東京都中央区日本橋本町3-3-3  
株式会社アクセルスペー

[Redacted signature area for Party B]

甲所属の [ ] の設置場所  
(無線局種別 : [ ]) )

| 設置場所 | 東経 | 北緯 |
|------|----|----|
|      |    |    |

乙の使用する無線設備の設置場所

| 設置場所 | 東経 | 北緯 |
|------|----|----|
|      |    |    |

## 連絡通報体制

|                  |                            |
|------------------|----------------------------|
| 防衛省整備計画局 サイバー整備課 |                            |
| 住 所              | : 東京都新宿区市谷本村町 5-1          |
| 電 話 番 号          | : 03-3268-3111 (内線: 21341) |
| 担 当 官            | : 電波監理担当                   |

|                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| 株式会社アクセルスペース [REDACTED] |                     |
| 住 所                     | : 東京都中央区日本橋本町 3-3-3 |
| 電 話 番 号                 | : [REDACTED]        |
| F A X                   | : [REDACTED]        |
| 担 当 者                   | : [REDACTED]        |